

# 台湾、香港の訪日リピーター向け情報発信業務 仕様書

## 1 委託業務名

台湾、香港の訪日リピーター向け情報発信業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 3 趣旨・目的

早期の訪日再開が期待される台湾、香港における訪日リピーター向けに情報発信を行い、将来の訪問需要喚起を図る。

## 4 業務の内容

台湾及び香港の訪日リピーターが集まるオンラインコミュニティ向けに、兵庫県を紹介する記事を掲載し、その反響を分析すること。

### (1) ターゲット

台湾及び香港の訪日ヘビーリピーター（※）

※ 訪日ヘビーリピーター：日本に旅行した経験が3回以上

### (2) 記事本数

12本以上。

ただし、県全体、5地域（神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路）について、それぞれ2回以上の掲載とし、費用対効果を考慮したうえで最適な記事本数とすること。

### (3) 記事の作成

- ① 台湾及び香港のトレンドを踏まえ、本県への来訪意欲を高める効果的な内容の記事を制作すること。
- ② 画像素材等も含め原則として受託者が収集すること。ただし、委託者が保有し、本事業に利用可能な素材は可能な限り提供するものとする。
- ③ 掲載許可や画像使用許諾等、取材施設との調整事項は全て受託者にて対応すること。

### (4) 分析

いいね数、コメント数、シェア数等を考慮したエンゲージメント率について分析すること。

### (5) 実施時期

令和3年1月～2月（委託者との協議により決定すること）

## 5 成果物の提出等

### (1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧、記

事の分析結果等を記載した「事業完了報告書」を紙及び電子媒体で委託者に提出しなければならない。

(2) 提出場所

兵庫県外客誘致促進委員会事務局（公益社団法人ひょうご観光本部）

神戸市中央区中山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

(3) 提出期限

令和 3 年 3 月 31 日（水）

## 6 委託料の上限額

委託料の上限額は、2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 7 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に隨時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
  - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
  - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ③ 契約条項は、委託者において示す。
  - ④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) 契約の解除
  - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合

がある。

- (9) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (10) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (11) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。